(お知らせ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正案に関する意見募集について

平成19年10月12日（金）
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課
直　　通：03-5501-3154
代　　表：03-3581-3351
課　　長：関　荘一郎（内線 6841）
課長補佐：水谷　好洋（内線 6857）
担　　当：梁瀬　達也（内線 6857）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正案の概要について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成19年10月12日(金)から平成19年11月10日(土)まで、電子メール、郵送及びファックスにより、意見を募集（パブリック・コメント）いたします。

１．募集期間

平成19年10月12日（金）から平成19年11月10日（土）まで

２．改定等の概要

本年６月、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第83号。以下「改正法」という。）が成立したことに伴い、この改正法の施行に併せ、所要の措置を講じるため廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）の一部を改正することを検討しております。

具体的には、規則第１条の17各号に規定された、事業者が一般廃棄物の運搬を委託できる者について、新たに改正法第20条第２項第１号に規定する認定計画において、再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を行うこととされた者（当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る収集又は運搬を行う場合に限る。）を追加する内容となっています。

３．御意見の送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体）、電話番号等の連絡先を必ず明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。なお、下記以外の方法（電話等）による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

電子メール

宛先：hairi-haitai@env.go.jp

※　添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※　件名を「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」としてください。

郵送

宛先：〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

※　封筒に赤字で「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」と記載してください。

ファックス

宛先：03-3593-8264
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

※　冒頭に件名として「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」と記載してください。

４．ご意見・情報の提出上の注意

（１）意見の提出は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合もありますので、御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください）。

（２）いただいた御意見につきましては、個別に回答はいたしかねること、公開に際しては、意見を要約する場合があることを御承知おきください。

（３）電話での意見・情報は受けかねますので御承知願います。